

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行向け改正告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「直近の二事業年度」が開示対象となっているが、適用初年度の場合、当該年度の計数のみ該当する別紙様式各号に基づき作成し、前年度の計数は従前どおり各金融機関の独自の様式で作成して開示するという点で差し支えないか。	ご理解のとおりです。 この場合、前年度の計数が旧告示に基づいて算出している旨を明示する等、利用者等に誤解を与えないよう、開示資料中において明瞭に分ける等、開示方法を工夫することが望ましいものと考えられます。
2	附則別紙様式第三号および附則別紙様式第四号における「うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」中の「うち、繰延税金資産」欄については、「一時差異」に相当する部分と「一時差異以外」に相当する部分を区分せずに記載することで差し支えないか。	ご理解のとおりです。
3	附則別紙様式第三号および附則別紙様式第四号の(注)(3) bにおいて、「うち、他の金融機関等向けエクスポージャー」欄には、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項で定める経過措置を適用したリスク・アセットの額を記載することとされているが、自己資本比率改正告示附則第8条第2項で定める経過措置に基づきリスク・アセットの額に算入する少数出資金融機関等の対象普通株式(出資)等や協同組織金融機関における中央機関向けの普通出資等は、「うち、上記以外に該当するものの額」欄に記載することで差し支えないか。	ご理解のとおりです。 「うち、他の金融機関等向けエクスポージャー」欄には、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項で定める経過措置を適用したリスク・アセットの額のみをご記載ください。